

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（介護療養型医療施設、（介護予防）短期入所療養介護）

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。
- 令和3年4月の報酬改定に伴い、新たな加算の創設や加算区分の変更が行われています。ついては、全ての施設において令和3年4月から算定する介護報酬の体制を届け出てください。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 （別添届出書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・Email等に記入漏れがないよう注意すること。</li> <li>○「異動等の区分」欄の「2変更」に○を記入。</li> <li>○「異動項目」欄及び特記事項の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入。 ※例えば、「令和3年4月の報酬改定に伴う、新たな加算の算定や加算区分の変更等」と記載すること。</li> <li>○その他注意事項は「届出書」の備考を参照。</li> </ul>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 （別紙1-1） （別紙1-2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「適用開始年月日」欄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記届出書の「異動（予定）年月日」欄と同じ日付を記入。</li> </ul> </li> <li>○届出受理後の補正は認められません。（間違っして記入した届出が受理された場合、翌月に変更届出を行うまで修正できません。）</li> </ul>

届出に当たり、上記の2点の他、添付書類が必要な項目は次のとおり

○体制等届出内容ごとの添付書類

- 【医療施設】＝介護療養型医療施設
- 【短期】＝短期入所療養介護
- 【予防短期】＝介護予防短期入所療養介護

提出書類	「体制等届出」の添付書類
移行計画の提出状況 【医療施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護療養型医療施設の移行に係る届出（別紙25）</li> <li>※移行計画の提出状況が「なし」の場合は減算される。</li> <li>※4月から9月まで及び10月から翌月3月までの半期ごとに届出が必要。</li> </ul>
安全管理体制 【医療施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類は求めない。</li> <li>※事故発生の防止及び発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指針の整備、②職員に対する周知徹底、③委員会の開催と定期的な研修（年2回以上）の実施、④担当者の配置</li> </ul> </li> <li>※安全管理体制が「減算型」の場合は減算される。ただし、④に関連して、6月間（令和3年9月30日まで）の経過措置あり。</li> </ul>

<p>栄養ケア・マネジメントの実施の有無 【医療施設】</p>	<p>○栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11） ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1①又は参考様式1②） ※栄養士又は管理栄養士 →夜間勤務条件基準欄参照 ○当該栄養士又は管理栄養士の資格証の写し</p> <p>※栄養士又は管理栄養士を必要な員数おいていること ※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと。 ※栄養マネジメント体制（旧加算）の届出をしていた場合は、添付書類を省略できる。 ※栄養ケア・マネジメントの実施の有無が「なし」の場合は減算される。ただし、3年間（令和6年3月31日まで）の経過措置あり。</p>
<p>排せつ支援加算 【医療施設】</p>	<p>添付書類は求めない。</p> <p>※旧加算を算定している場合は「あり」で届け出ること。 →新たな届出がない場合「なし」とみなされるので注意すること。</p>
<p>安全対策体制 【医療施設】</p>	<p>添付書類は求めない。</p> <p>※安全管理体制に加えて、担当者が安全対策に係る外部の研修を受講していること。 ※安全管理対策部門を設置し、体制を整備していること。 ※外部研修は、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。 ※令和3年10月31日までの間にあっては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月から10月までに算定した加算については、遡り返還すること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算 【医療施設】 【短期】【予防短期】</p>	<p>○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-4）</p> <p>※【予防短期入所療養介護】のみ サービス提供体制強化加算Ⅲを算定する場合の「サービスを直接提供する職員」に言語聴覚士は含まれない</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 【短期】【予防短期】</p>	<p>添付書類は求めない。</p>

上記以外の加算で区分の変更等がない場合は、添付書類は省略できます。